

令和3年8月31日

市内各小・中学校保護者 様

野田市教育委員会

児童生徒1人1台タブレット型パソコン等の貸与についてのお知らせ

日ごろより本市の教育行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、野田市立小・中学校に在籍する児童生徒にタブレット型パソコン等（以下「貸出機器」）を貸し出すことになりましたのでお知らせいたします。

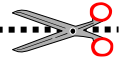
文部科学省 GIGA スクール構想の実現に向けて、本市でも児童生徒1人1台のタブレット型パソコンの準備及びアカウントの付与等を進めて参りましたが、今般、環境整備が完了しました。今回準備したタブレット型パソコンは、学校でも家庭でも、インターネット接続による利用を前提としており、インターネット接続下であれば、学校と同様に、家庭でもクラウド型学習パッケージや、デジタル学習ドリル等を活用することができ、児童生徒の主体的で深い学びに資するものです。

本市が所有する貸出機器の貸与を受けるにあたりましては、機器の適正な使用管理のため、下記の留意事項をご確認の上、お手数ですが、年度ごとに同意書の提出をお願いいたします。なお、兄弟姉妹が在籍している場合も、お子様一人ずつ提出をお願いいたします。

記

<留意事項>

- 1 別紙「野田市タブレット活用ルール」を遵守し、学習目的で使用してください。
- 2 万が一、貸出機器に、故障・破損・紛失・盗難等が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上で、指示に従ってください。なお、紛失・盗難等の被害にあった場合は、警察に届け出て、その証明を受けてください。利用者の明らかな故意または重大な過失によるものと認められる場合は、利用者（保護者）が費用を負担することもありますので、ご理解をお願いいたします。
- 3 修理・保守・点検・そのほか学校が指示した場合など、返却をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。
- 4 インターネットへのアクセスでは、情報漏洩や情報モラル等に十分に注意して利用し、トラブル等が発生した場合は、遅延なく学校に相談してください。  
また、クラウド上のデータは、許可なく外部（SNS 等）で使用しないでください。



タブレット型パソコン等の利用同意書

（宛先）野田市教育委員会

タブレット型パソコン等を利用するにあたり、上記留意事項及び別紙の内容を確認し、丁寧・適正に取り扱うことに同意しました。

野田市立\_\_\_\_\_学校 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組\_\_\_\_\_番

児童生徒氏名\_\_\_\_\_

保護者氏名（自署）\_\_\_\_\_